#### 告 示

# 埼玉県告示第六百十二号

定による意見の概要につ 0) とおり縦覧に 大規模小売店舗立地法 はける。 いて、 (平成十年法律第 同条第三項 九  $\mathcal{O}$ 規定により +-一号) 第 公告し、 八条第一 及び当該意見を次 項及び第二項 の規

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ベルク鶴ケ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ケ丘字仲丸前二百七十六番一外

口 大規模小売店舗 立地法第 八条第二項  $\hat{O}$ 規定に によるそ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 意見  $\mathcal{O}$ 概 要

喫煙場所は設けても店舗家屋内と認識している。

喫煙防止や環境美化等、 上駐車場、 もとより、 店 住宅と隣接し深夜時間帯ま 頭駐車場、 生活環境保持の 店頭等) に ての 喫煙は、 ために容認 で営業する 周 同 辺 が  $\mathcal{O}$ 店 たい 生活 舗 に ŧ 環 お 境に のであり、 V て とって受動 屋 外 屋外 **全** 

### 二 縦覧期間

禁煙を徹底

してもらい

たい。

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター